

1. 件名：東海第二発電所設置変更許可申請（圧縮減容装置の導入）に関する事業者ヒアリング
2. 日時：令和3年9月1日 17時00分～18時00分
3. 場所：原子力規制庁 9階B会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

天野安全管理調査官※、片桐主任安全審査官※、角谷主任安全審査官、
長江技術参与

日本原子力発電株式会社：

発電管理室 部長、他1名

発電管理室 部長、他10名※

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電株式会社から、東海第二発電所の設置変更許可申請のうち、設置許可基準規則の第4条、第6条及び第9条について、8月27日の提出資料に基づき説明があった。
- (2) これに対し、原子力規制庁は以下の点について指摘等を行うとともに、今後、説明内容について引き続き確認することとした。
 - 圧縮減容装置の安全機能を整理して説明するとともに、「その安全機能を損なわない設計」とするための具体的な対策を説明すること。
 - 圧縮減容装置の作動油を溢水源とする溢水影響評価について、既許可の溢水影響評価の考え方を踏まえた説明を行うとともに、他条文の対策として設置する堰等の考慮についても整理して説明すること。
- (3) 日本原子力発電株式会社から、(2)について了解した旨の回答があった。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「緊急事態宣言を踏まえた原子力規制委員会の対応の変更について」（令和3年4月28日 第6回原子力規制委員会配付資料3）を踏まえ、一部対面で実施した。

6. その他

提出資料：

- (1) 東海第二発電所 圧縮減容装置の設置について 補足説明資料（令和3年8月27日提出資料）
- (2) 東海第二発電所 ヒアリング等における確認事項に対する回答一覧表（令和3年8月27日提出資料）

- (3) 東海第二発電所 圧縮減容装置の設置に係る設計方針の変更及び基準適合性の整理について（令和3年8月27日提出資料）
- (4) 東海第二発電所 圧縮減容装置の導入に係る固体廃棄物貯蔵庫の運用管理について（令和3年8月27日提出資料）
- (5) 東海第二発電所 圧縮減容装置の設置に係る原子炉設置変更許可申請審査スケジュール（案）（令和3年8月27日提出資料）

以上